

平成29年度 施設指導監査結果一覧(保育所)  
 (「文書での改善報告を求めた指摘事項(要報告事項)」があった施設)

監査実施日			所在区	施設名	施設の設置経営主体	
年	月	日			法人等種別	運営法人等名
平成 29	7	14	鶴見区	末吉にこにこ保育園	株式会社	にこにこ
平成 29	8	2	鶴見区	SEA KID保育園	一般財団法人	KID-G
平成 29	7	3	神奈川区	めばえ横浜保育園	社会福祉法人	天理
平成 29	9	28	神奈川区	キッズラボ白楽園	株式会社	キッズラボ
平成 29	12	7	神奈川区	いずみ松本町保育園	社会福祉法人	いずみ
平成 29	12	7	神奈川区	いずみ東白楽保育園	社会福祉法人	いずみ
平成 29	6	30	西区	ほっぺるランド横浜岡野	株式会社	テノ. コーポレーション
平成 29	7	27	西区	むつみ愛児園	-	(個人)
平成 29	9	29	中区	伊勢佐木町保育園	特定非営利活動法人	白百合の会伊勢佐木町保育園
平成 29	9	29	南区	ダーウィンこどもアカデミー花之木	株式会社	ダーウィンこどもアカデミー
平成 29	10	18	南区	久良岐保育園	社会福祉法人	久良岐母子福祉会
平成 29	8	4	港南区	育美保育園	有限会社	育成会
平成 29	11	27	港南区	オハナ上永谷保育園	社会福祉法人	葵友会
平成 29	7	27	保土ヶ谷区	ゆめの樹保育園ほどがや	社会福祉法人	フィロス
平成 29	8	4	保土ヶ谷区	ダイアナ保育園	社会福祉法人	武蔵野ユートピアダイアナクラブ
平成 29	10	4	保土ヶ谷区	ポポラー横浜和田町園	株式会社	タスク・フォース
平成 29	7	12	旭区	ヨコハマ旭チャイルドステーション	社会福祉法人	横浜育愛会
平成 29	8	7	旭区	キッズビレッジつくし保育園	社会福祉法人	つくし会
平成 29	7	10	磯子区	日枝幼児園	宗教法人	日枝大神
平成 29	7	10	磯子区	やべのファミリールーム	特定非営利活動法人	ファミリールーム
平成 29	7	21	磯子区	洋光台保育園	社会福祉法人	横浜悠久会
平成 29	7	21	港北区	キッズパオ日吉あおぞら園	株式会社	マミーズファミリー
平成 29	9	21	港北区	マーマしのはら保育園	社会福祉法人	遊育会
平成 29	10	18	港北区	コピーブリススクールつなしま	株式会社	コピーアンドアソシエイツ
平成 29	10	11	緑区	新治保育園	社会福祉法人	新治保育園
平成 29	7	13	青葉区	もみじ保育園	社会福祉法人	博愛福祉会
平成 29	10	23	青葉区	みどり乳児園	特定非営利活動法人	みどり乳児園
平成 30	1	17	戸塚区	丘の上保育園	社会福祉法人	ももの会
平成 30	1	18	戸塚区	南戸塚保育園	社会福祉法人	ももの会
平成 30	1	24	戸塚区	戸塚芙蓉保育所	社会福祉法人	ももの会
平成 30	1	25	戸塚区	芙蓉保育園	社会福祉法人	ももの会
平成 29	10	12	栄区	やまゆり保育園	社会福祉法人	柳下福祉会
平成 29	9	29	泉区	なかよし保育園	学校法人	友遊学園
平成 30	1	19	泉区	もも保育園	社会福祉法人	ももの会
平成 29	7	21	瀬谷区	キッズパオ三ツ境あおぞら園	株式会社	マミーズファミリー
平成 29	4	26	戸塚区	芙蓉保育園	社会福祉法人	ももの会
平成 29	4	26	戸塚区	南戸塚保育園	社会福祉法人	ももの会
平成 29	4	26	戸塚区	戸塚芙蓉保育所	社会福祉法人	ももの会
平成 29	4	26	戸塚区	丘の上保育園	社会福祉法人	ももの会
平成 29	4	26	泉区	もも保育園	社会福祉法人	ももの会

※一般指導監査対象施設(「施設の所在区～各所在区内における監査実施日」の順)、特別指導監査対象施設の順に掲載しています。  
 ※指導監査結果情報の「改善状況」は、平成30年3月末時点で施設から提出のあった報告書により確認したものです。(その後の改善状況により内容は随時更新します。)



## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 S E A K I D 保育園		
運営主体	一般財団法人 K I D - G		
所在区	鶴見区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 8 月 2 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>拠点区分の計算書類等が適切に作成されていなかった。 当該保育所拠点の計算書類を適切に作成すること。</p>	改善済
<p>法人形態を変更した初年度は弾力運用ができないにも拘わらず弾力運用を行っていた。 法人形態変更後に行った弾力運用額については、法人の自主財源により戻入すること。</p>	改善済
<p>小口現金の帳簿残高と実際の有高が異なっていたことが複数回認められた。 また、金種表と小口現金出納帳の内容が一致していなかった。 現金の管理を適切に行うこと。</p>	改善済



## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 キッズラボ白楽園		
運営主体	株式会社キッズラボ		
所在区	神奈川区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 9 月 28 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
午後おやつ原材料及び調理済み食品を保存していなかった。 原材料及び調理済み食品を食品ごとに 50g 程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存すること。	確認中











## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 伊勢佐木町保育園		
運営主体	特定非営利活動法人白百合の会伊勢佐木町保育園		
所在区	中区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 9 月 29 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>原材料及び調理済み食品を保存していない日があった。                      原材料及び調理済み食品を食品ごとに 50g 程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存すること。</p>	改善済

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 ダーウィンこどもアカデミー花之木		
運営主体	株式会社ダーウィンこどもアカデミー		
所在区	南区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年9月29日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>一部職員について、勤務実態が無いにもかかわらず常勤職員としての給与を支出していた。</p> <p>過剰に支出した分については清算するとともに、給与は勤務実態に即して適正に支払うこと。</p>	改善済



## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 育美保育園		
運営主体	有限会社育成会		
所在区	港南区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 8 月 4 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>一部の職員について、直接雇用から派遣契約に切り替えているが、その経緯や契約金額の根拠が明確でなく、また、派遣内容に関する書類等も確認できなかった。</p> <p>契約について再度精査し、今後の在り方について見直すこと。</p>	改善取組中



## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 ゆめの樹保育園ほ도가や		
運営主体	社会福祉法人フィロス		
所在区	保土ヶ谷区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年7月27日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>東京本部及びゆめの樹保育園ほ도가やにおいて、業務執行理事等による保育所運営に関係のない及び関係が確認できない不正・不適切な支出が620件9,097,971円確認された。(236件3,133,766円は弁済済み)</p> <p>設置者は、行為者等から速やかに全額弁済を受けること。また、当該行為を行った業務執行理事等の民事上・刑事上の責任を追及すること。</p> <p>なお、全額弁済を受けたことを証する書類を提出することにより報告を行うこと。</p>	確認中
<p>東京本部において、支出に必要な手続きを無視した支出や証ひょうが全く保管されていないなど、ずさんな会計処理が多数行われていた。</p> <p>事前の意思決定等を適切に行うとともに、支出内容を確認できる必要な証ひょうを保管するなど適切な会計処理を行うこと。</p>	確認中
<p>当該保育所の保育所委託費について、東京本部を經由して他の社会福祉法人に対して165万円の資金の貸付を行っていた。また、資金の貸付にあたっては、法人で何ら意思決定をせず、業務執行理事の独断で行われていた。さらに、契約行為もなく資金の貸付を行っていた。</p> <p>法人外部に対して保育所委託費の貸付を行わないこと。また、当該行為を行った業務執行理事の責任を追及すること。</p>	確認中
<p>東京本部において、他法人から資金の借入を受けていたが、法人で何ら意思決定をせずに業務執行理事の独断で行われていた。また、契約書を交わすことなく、資金の借入を行っていた。</p> <p>資金の借入は、相手方によらず、法人の規定に則り、理事会等で議決の上、資金の借入を行うこと。また、資金の借入を行う際は、相手方と契約書を交わすこと。</p>	確認中

<p>法人内で議決がとられた有効な給与規程に沿っていない給与及び手当が不当に業務執行理事及び職員に支払われていた。</p> <p>有効な給与規程に沿った給与及び手当を業務執行理事及び職員に支払うこと。</p>	<p>確認中</p>
<p>東京本部において、クレジットカードを用いて支出がされていたが、必要な証ひょうを保管しないなど不適切なクレジットカードの使用が確認された。</p> <p>クレジットカードの利用は最低限とするとともに、規定を定め、適切に管理し使用すること。</p>	<p>確認中</p>
<p>当該施設拠点から本部及び東京本部に、本部の人件費・事務費に充当するための資金移動が行われていた。</p> <p>本部会計及び東京本部会計から全額当該施設会計へと返還すること。本部の人件費・事務費の繰入れは前期末支払資金残高を取り崩して実施すること。</p> <p>なお、全額返還を受けたことを証する書類を提出することにより報告を行うこと。</p>	<p>確認中</p>
<p>年度を超えて拠点区分間貸付及び借入が行われていた。また、他施設の支出が誤って当該施設の支出として計上されていた。</p> <p>拠点区分間貸付金・同借入金等の精算を速やかに実施するとともに、今後は年度を超えた拠点区分間の貸付及び借入を行わないなど適切に計上すること。</p> <p>なお、精算を実施したことを証する書類を提出することにより報告を行うこと。</p>	<p>確認中</p>
<p>開園前の運営に要した経費 2,946,801 円にかかる資金の繰入がなく、実質的に開園後の保育所委託費により支出されていた。</p> <p>法人本部から資金を繰り入れる等、保育所委託費や施設整備等補助金、同借入金以外の財源より負担すること。</p> <p>なお、精算を実施したことを証する書類を提出することにより報告を行うこと。</p>	<p>確認中</p>
<p>実質的に、施設整備等補助金を財源とした、他の拠点への資金繰入を行っていた。</p> <p>同補助金は当該拠点の施設整備のために充当することとし、繰入支出額と繰入収入額の差額 2,163,660 円を返還すること。</p> <p>なお、精算を実施したことを証する書類を提出することにより報告を行うこと。</p>	<p>確認中</p>



## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 ダイアナ保育園		
運営主体	社会福祉法人武蔵野ユートピアダイアナクラブ		
所在区	保土ヶ谷区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 8 月 4 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>長期にわたり、経理規程に定める限度額を超えて小口現金を保有していた。</p> <p>小口現金は、経理規程に定める金額以内の保有とし、適切に管理を行うこと。</p>	改善済

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 ポポラー横浜和田町園		
運営主体	株式会社タスク・フォース		
所在区	保土ヶ谷区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年10月4日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>資金収支計算分析表について、当該施設の経費として適切ではない支出が計上されていた。</p> <p>資金収支計算分析表を適正に作成するとともに、当該施設の経費に計上できない支出については戻入すること。</p>	改善済





## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 日枝幼稚園		
運営主体	宗教法人日枝大神		
所在区	磯子区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 7 月 10 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>保存食について土曜日の調理済み食品を保存していなかった。            原材料及び調理済み食品を食品ごとに 50g 程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存すること。</p>	改善済

## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 やべのファミリールーム		
運営主体	特定非営利活動法人ファミリールーム		
所在区	磯子区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 7 月 10 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>事業活動収入予算額の 3% を超えた前期末支払資金を残高を事前協議をしないで取り崩していた。</p> <p>限度額を超えた前期末支払資金残高の取り崩しに当っては事前に本市担当課と協議すること</p>	改善取組中
<p>監査に必要な計算書類等が期限内に提出されていなかった。</p> <p>認可基準条例や市要綱に定めるとおり期限内に提出すること。</p>	改善取組中
<p>委託費の 3 ヶ月分を超えた弾力運用を行っていた。</p> <p>委託費の 3 ヶ月分を財源として弾力運用を行う場合は、限度額を認識して行うこと。</p>	改善取組中



## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 キッズパオ日吉あおぞら園		
運営主体	株式会社マミーズファミリー		
所在区	港北区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 7 月 21 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>給与栄養量の目標について「日本人の食事摂取基準（2015年版）」をもとに設定していなかった。</p> <p>給与栄養量の目標については、最新の「日本人の食事摂取基準」をもとに設定すること。</p>	改善済
<p>実施給与栄養量について3歳未満児のカルシウムとビタミンAの給与量が、3か月平均で141mg及び117<math>\mu</math>gRAEであり、食事摂取基準の推定平均必要量（保育所で提供する割合で換算）を下回っていた。</p> <p>献立は、児童の健全な発育に必要な給与栄養量が確保されるよう是正すること。</p>	改善済
<p>給食材料について、あらかじめ作成された献立の使用量、人数を基に発注していなかった。</p> <p>給食材料は、献立の栄養価が反映されるよう、1人分の使用量及び人数に基づき、適正に発注すること。</p>	改善済
<p>保存食について原材料を個別に保存していなかった。また、保存量が不足していた。</p> <p>原材料及び調理済み食品は食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し-20℃以下で2週間以上保存すること。</p>	改善済



## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 マーマしのはら保育園		
運営主体	社会福祉法人遊育会		
所在区	港北区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年9月21日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>合算すると入札すべき金額となる一連の物品購入契約を分割し、単独随意契約を行っていた。</p> <p>国通知及び経理規程等に定めるとおり、入札を実施すること。</p> <p>随意契約とする場合は、稟議書等を契約締結前に作成するなど、適正な承認手続きを経た上で契約すること。</p> <p>100万円を超える契約について、契約書を作成すること。</p>	改善済

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 コビープリスクールつなしま		
運営主体	株式会社コピーアンドアソシエイツ		
所在区	港北区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年10月18日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>小口現金の帳簿残高と実際の有高が異なっていたことが複数回認められた。また、小口現金出納帳と金種表の内容が一致していなかった。</p> <p>現金の管理を適切に行うこと。</p>	改善済

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 新治保育園		
運営主体	社会福祉法人新治保育園		
所在区	緑区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年10月11日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
監査に必要な計算書類等が期限内に提出されていなかった。 認可基準条例や市要綱に定めるとおり期限内に提出すること。	改善済
総勘定元帳と小口現金出納帳の内容が一致していなかった。 現金の管理を適切に行うこと。	改善済

## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 もみじ保育園		
運営主体	社会福祉法人博愛福祉会		
所在区	青葉区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 7 月 13 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>合算すると入札すべき金額となる一連の工事契約を分割し、見積合わせによる随意契約を行っていた。            国通知や経理規程等に基づき、入札を実施すること。</p>	改善済

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 みどり乳児園		
運営主体	特定非営利活動法人みどり乳児園		
所在区	青葉区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年10月23日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>決算書類の数値に、当該保育所以外の拠点に属するものが含まれていた。</p> <p>当該保育所の決算書類を適切に作成すること。</p>	改善済
<p>100万円を超えるリース契約について、単独随意契約を行っていた。</p> <p>国通知及び経理規程に定めるとおり、入札を実施すること。</p>	改善済

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 丘の上保育園		
運営主体	社会福祉法人ももの会		
所在区	戸塚区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成30年1月17日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>保護者からの苦情に対する回答が、受け付けた日から2か月以上経過してもなされていなかった。 保護者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応すること。</p>	改善済
<p>実費を徴収するにあたり、保護者に支払いを求める理由を書面で配布していなかった。 実費を徴収する場合は、保護者に金銭の支払いを求める理由を書面で説明するとともに、同意を取ること。</p>	改善済
<p>職員給与について、規程にない手当が支給されていた。 給与や手当については、規程及び給料表等に基づき適正に支払うこと。</p>	改善済
<p>委託費の弾力運用が停止されているにもかかわらず、施設設備整備借入金利息を、委託費を充当して支出していた。 当該支出に充当した資金を返還すること。</p>	改善済

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 南戸塚保育園		
運営主体	社会福祉法人ももの会		
所在区	戸塚区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成30年1月18日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>苦情解決の第三者委員が複数名任命されていなかった。また苦情記録が整備されておらず、再発防止に向けた具体的な対策が十分講じられていなかった。</p> <p>第三者委員は複数名任命し、利用者に周知すること。また、苦情記録を整備し、職員間で事例を共有し、再発防止に向けた具体的な対策を講じ、話し合いによる解決に努めること。</p>	改善済
<p>一部の利用申込者に対し、運営規程の概要その他の重要事項の説明について、同意を得ていなかった。</p> <p>特定教育・保育の提供の開始に際しては、提供開始前に重要事項を記した文書を交付し、丁寧に説明を行い、同意を得ること。</p>	改善済
<p>職員給与について、規程にない手当が支給されていた。</p> <p>給与や手当については、規程及び給料表等に基づき適正に支払うこと。</p>	改善済
<p>施設が負担する駐車場を施設長のみが個人で利用していた。</p> <p>一部の職員にのみ他の職員と均衡を失する待遇や手当を支給しないこと。</p>	改善済
<p>委託費の弾力運用が停止されているにもかかわらず、施設設備整備借入金の元金や利息、土地・建物賃借料を、委託費を充当して支出していた。</p> <p>当該支出に充当した資金を返還すること。</p>	改善済

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 戸塚芙蓉保育所		
運営主体	社会福祉法人ももの会		
所在区	戸塚区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成30年1月24日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>苦情記録が整備されておらず、また、再発防止に向けた具体的な対策が十分講じられていなかった。</p> <p>苦情記録を整備し、職員間で事例を共有し、再発防止に向けた具体的な対策を講じること。</p>	改善済
<p>職員給与について、規程にない手当が支給されていた。</p> <p>給与や手当については、規程及び給料表等に基づき適正に支払うこと。</p>	改善済
<p>職員配置について、保育士の人数が市要綱に定める基準を満たしていない日があった。</p> <p>基準を満たすよう必要な保育士を配置すること。</p>	改善済
<p>職員用の駐車場を契約し、その経費を施設会計から支出する一方で、前理事長である施設長が主に通勤で使用する私物の乗用車については、無料で駐車させていた。</p> <p>一部の職員にのみ他の職員と均衡を失する待遇を行わないこと。また、施設が契約または管理する駐車場もしくは駐輪場において職員が支払った利用料金がある場合は、適正に処理するとともに、収支を明らかにし報告すること。</p>	改善済
<p>施設長の出退勤に関する記録が適正に管理されておらず、勤務内容や勤務実態が不明確であった。</p> <p>勤怠管理、業務実績の把握を適正に行い、給与は勤務実態に即して適正に支払うこと。</p>	改善済
<p>小口現金を施設外において個人が持ち歩いていた。</p> <p>現金については金庫など鍵のかかる場所に保管するとともに、複数の人間で確認するなど相互牽制体制を構築すること。</p>	改善済
<p>委託費の弾力運用が停止されているにもかかわらず、施設設備整備借入金の元金や利息、土地・建物賃借料を、委託費を充当して支出していた。</p> <p>当該支出に充当した資金を返還すること。</p>	改善済



## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 芙蓉保育園		
運営主体	社会福祉法人ももの会		
所在区	戸塚区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成30年1月25日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>苦情記録が整備されておらず、また、再発防止に向けた具体的な対策が十分講じられていなかった。</p> <p>苦情記録を整備し、職員間で事例を共有し、再発防止に向けた具体的な対策を講じること。</p>	改善済
<p>職員給与について、規程にない手当が支給されていた。</p> <p>給与や手当については、規程及び給料表等に基づき適正に支払うこと。</p>	改善済
<p>職員配置について、保育士の人数が認可基準を満たしていない日があった。</p> <p>認可基準を満たすよう必要な保育士を配置すること。</p>	改善済
<p>施設が負担する駐車場を施設長のみが個人で利用していた。</p> <p>一部の職員にのみ他の職員と均衡を失する待遇や手当を支給しないこと。</p>	改善済
<p>建物設備等の認可内容と現状に相違があった。</p> <p>認可内容を変更する場合は事前に届出をすること。</p>	改善済
<p>芙蓉保育園理事長室において、入出金記録の無い簿外の現金があった。</p> <p>現金出納帳等を作成し、現金管理を適切に行うこと。</p>	改善済

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 やまゆり保育園		
運営主体	社会福祉法人柳下福祉会		
所在区	栄区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年10月12日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>施設長給与が、保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領に定める水準を超えていた。</p> <p>施設長等職員の給与については、適正な給与水準を維持すること。</p>	改善取組中

## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 なかよし保育園		
運営主体	学校法人友遊学園		
所在区	泉区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 9 月 29 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>250 万円を超える工事契約について、単独随意契約を行っていた。                      経理規程に定めるとおり、入札を実施すること。                      随意契約とする場合は、稟議書等を契約締結前に作成するなど、                      適正な承認手続きを経た上で契約すること。                      100 万円を超える契約について、契約書を作成すること。</p>	改善取組中

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 もも保育園		
運営主体	社会福祉法人ももの会		
所在区	泉区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成30年1月19日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>苦情記録が整備されておらず、また、再発防止に向けた具体的な対策が十分講じられていなかった。</p> <p>苦情記録を整備し、職員間で事例を共有し、再発防止に向けた具体的な対策を講じること。</p>	改善済
<p>実費を徴収するにあたり、保護者に支払いを求める理由を書面で配布していなかった。</p> <p>実費を徴収する場合は、保護者に金銭の支払いを求める理由を書面で説明するとともに、同意を取ること。</p>	改善済
<p>職員給与について、規程にない手当が支給されていた。</p> <p>給与や手当については、規程及び給料表等に基づき適正に支払うこと。</p>	改善済
<p>職員配置について、保育士の人数が市要綱に定める基準を満たしていない日があった。</p> <p>基準を満たすよう必要な保育士を配置すること。</p>	改善済
<p>施設が負担する駐車場を施設長のみが個人で利用していた。</p> <p>一部の職員にのみ他の職員と均衡を失する待遇や手当を支給しないこと。</p>	改善済
<p>委託費の弾力運用が停止されているにもかかわらず、土地・建物賃借料を、委託費を充当して支出していた。</p> <p>当該支出に充当した資金を返還すること。</p>	改善済

## 平成29年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 キッズパオ三ツ境あおぞら園		
運営主体	株式会社マミーズファミリー		
所在区	瀬谷区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年7月21日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>給与栄養量の目標について「日本人の食事摂取基準（2015年版）」をもとに設定していなかった。また、園で算出した1日の給与栄養量の目標が「日本人の食事摂取基準（2015年版）」を下回る設定にしている栄養素があった。</p> <p>給与栄養量の目標については、最新の「日本人の食事摂取基準」をもとに設定すること。</p>	改善済
<p>実施給与栄養量について3歳未満児のカルシウムとビタミンAの給与量が、3か月平均で141mg及び117<math>\mu</math>gRAEであり、食事摂取基準の推定平均必要量（保育所で提供する割合で換算）を下回っていた。</p> <p>献立は、児童の健全な発育に必要な給与栄養量が確保されるよう是正すること。</p> <p>また、栄養価計算をしているが、予定献立と実際に提供しているものが一部異なるため、正確な栄養価が把握できていない。</p> <p>実際に提供している状況に合わせて栄養価計算を行い、栄養管理を行うこと。</p>	改善済
<p>給食材料について、あらかじめ作成された献立の使用量、人数を基に発注していなかった。</p> <p>給食材料は、献立の栄養価が反映されるよう、1人分の使用量及び人数に基づき、適正に発注すること。</p>	改善済

## 平成 29 年度 施設指導監査結果情報

施設種別／施設名	保育所 芙蓉保育園 保育所 もも保育園 保育所 南戸塚保育園 保育所 戸塚芙蓉保育所 保育所 丘の上保育園		
運営主体	社会福祉法人 ももの会		
所在区	戸塚区（芙蓉保育園、南戸塚保育園、戸塚芙蓉保育所、丘の上保育園）、 泉区（もも保育園）	実施区分	特別指導監査
実施年月日	平成 29 年 4 月 26 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>1 二重の支出について</p> <p>物品を立替払いで購入した者が、同一の領収書を用いて 2 施設に請求し、それぞれの施設から二重に現金の払い戻しを受ける行為があった。</p> <p>法人は、過剰に支払った金額を施設に返還すること。また、二重の支出が行われた原因を調査し、再発防止に向けた改善内容を報告するとともに、他にも二重の支出がないか調査し、過剰に支払った金額を確定し施設に返還すること。</p>	改善済
<p>2 過剰な支出について</p> <p>高額な移動手段を用いた研修の経費の支出については、保育所委託費からの支出としては相当と認められないものであった。</p> <p>保育所の運営に照らして相当とは認められない経費を精査、確定し施設へ返還すること。また、原因調査と再発防止に向けた改善内容を報告するとともに、他にも同様な事例がないか調査し、過剰に支出した金額を確定し、返還すること。</p>	改善済
<p>3 向上支援費の請求について</p> <p>保育・教育に係る向上支援費の請求において、実際の勤務よりも多くの勤務となる形で雇用状況表が記載されている、当該園に出勤し勤務していない職員の記載があるなどの誤りを確認した。</p> <p>これら誤った金額を確定し、横浜市へ返還すること。また、原因の調査と再発防止に向けた改善内容を報告するとともに、過去に同様の誤りがある請求がないか調査し、誤りがある請求が確認されたものについて、正しい請求を行うこと。</p>	改善済
<p>4 ずさんな現金管理について</p> <p>現金について、入金処理もされず、その内訳、徴収時期、支払者等が確認できる資料や支出経過が確認できる資料は作成されていないなど、ずさんな現金管理を確認した。</p> <p>保護者からの徴収金額を調査し、その現金の所在を報告すること。また、ずさんな現金管理の原因を調査し、再発防止に向けた改善内容を報告し必要な措置を講ずること。</p>	改善済

<p>5 保護者からの徴収金について</p> <p>保護者から実費名目で徴収した現金について、会計処理もされないまま、保持（プール）し、簿外で処理されていた。また、夕食代として徴収した金額が、横浜市延長保育事業実施要綱で規定されたガイドラインの額を超えていた。</p> <p>保護者から徴収した経費について会計報告を作成し、かつ、保護者へ説明しその結果を報告すること。その調査結果に基づき、返還すべき額があれば保護者へ返還すること。また、夕食代についてはガイドラインの額を超えて徴収した現金の額を調査し、保護者へ返還すること。</p>	改善済
<p>6 不適切な職員配置について</p> <p>平成 29 年度の丘の上保育園の職員配置について、平日の一部の時間帯において、保育士配置の認可基準を満たしていない日が認められた。</p> <p>園においては、既に改善を実施しているが、本件の原因と今後の対策について報告すること。</p>	改善済
<p>7 不適切な苦情対応について</p> <p>苦情記録が整備されておらず、また、第三者委員へ苦情内容を伝えていなかった。</p> <p>苦情については原則として第三者委員へ報告するとともに、苦情記録を整備し、職員間で事例を共有し、再発防止に向けた具体的な対策を講じること。また、未解決の保護者からの苦情については、保護者との話し合いの場を設けるなど、誠意をもって、かつ、丁寧に対応し、解決すること。上記についての改善結果報告すること。</p>	改善済
<p>8 職員の研修参加について</p> <p>法人内で規程のない有給の長期海外研修を受講していた職員がいた。</p> <p>研修については規程を整備し、全職員へ周知すること。また、これらの改善結果について報告すること。</p>	改善済
<p>9 誤りの報告について</p> <p>横浜市が平成 28 年度に実施した一般指導監査及び運営改善を求めた通知（平成 29 年 3 月 30 日付「戸塚芙蓉保育所の運営改善について（通知）」）に対する報告書（平成 29 年 4 月 14 日付「改善状況報告書」）において、事実と異なる誤りの内容が確認された。原因調査と再発防止に向けた改善内容を報告すること。</p>	改善済
<p>10 施設運営全般（以下の内容については、改善状況を報告すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務知識を正しく理解し実践できるよう、研修体系を整えること</li> <li>(2) 透明性が確保された施設運営ができるよう、会計に係るルールを見直すこと</li> <li>(3) コンプライアンスを徹底させるための制度の構築や職員への教育を実施すること</li> <li>(4) 保護者へ丁寧な説明を行い、施設運営に理解を得ること</li> </ul>	改善済